

第 3 2 回
会津坂下町農業委員会総会
議事録

令和 8 年 2 月 2 0 日（金） 午後 3 時 0 0 分

会津坂下町役場本庁舎 3 階 大会議室

会津坂下町農業委員会

第32回 会津坂下町農業委員会総会議事録

- 開催日時 令和8年2月20日（金）午後3時00分～3時45分
- 開催場所 会津坂下町役場 3階 大会議室
- 出席委員（10人）・出席推進委員（7人）

1番 鈴木 寿夫	2番 鈴木 清介
3番 渡部 敦	4番 永山 廣隆
5番 渡辺 清栄	6番 木村 行男
7番 渡部 淳	8番 五十嵐 朱美
9番 五十嵐 智子	10番 二瓶 義典
坂下地区 小林 雅博	若宮地区 山内 和之
金上地区 齋藤 嘉美	広瀬地区 橋本 善和
川西地区 齋藤 文範	八幡地区 桑原 博之
高寺地区 藤川 将仁	
- 欠席委員・推進委員（0人）
- 遅刻委員（0人）
- 議事日程
 - 議事録署名委員の指名について
 - 会期の決定について
 - 報告第32号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 議案第107号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議案第108号 会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について
議案第109号 農用地買入協議に係る要請について
- 農業委員会事務局職員
事務局長 渡部 聡 農地管理係長 荒井 貴史
係員 大場 智鶴

8 会議の概要

議長	<p>本日は、農業委員会総会を招集いたしましたところ、何かとご多用の折りご出席をいただきまして、ありがとうございます。それでは、これより出席農業委員の確認をいたします。只今の出席委員は、10名です。定足数に達しております。また、本日の総会に出席する農地利用最適化推進委員は、7名です。それでは、第32回農業委員会総会を開会いたします。まず、前回審議した結果について事務局より経過報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、議案第103号の農地法第3条の各案件は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第104号の農地法第5条の保育園用地とする転用の許可申請は、申請者に対し許可書を交付済みです。次に議案第105号の会津坂下町農用地利用集積等促進計画については、会津坂下町長に対し異議がない旨の意見を付して回答しました。次に議案第106号の令和8年会津坂下町農作業標準賃金協定額については、2月25日発行の広報紙への掲載、及びホームページで公開することとなっております。以上、報告します。</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。本日の議事日程は、前もってお配りしましたとおりであります。タブレットは今月の議案に切り替えをお願いします。</p>
議長	<p>日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員として、5番 渡辺委員、6番 木村委員の2名を指名いたします。</p>
議長	<p>日程第2「会期の決定について」を議題といたします。お諮りいたします。第32回農業委員会総会は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p>

議長	<p>異議なしと認め、会期は本日一日限りと決しました。 次の日程に入る前に、確認をしておくことがあります。議題の各案件については、個人名等を伏せて調査報告をお願いします。また、質疑採決は、1件ごとに行います。</p>
議長	<p>日程第3 報告第32号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読) 1号は公社との契約を借受者側が解約するものであり、解約後は本日の議案第108号でご審議いただきますが、息子へ再転貸するものです。 次に2号は親子間で使用貸借権の設定をしておりましたが、今後、当該農地を転用し住宅を新築することから解約するものです。 次に3号は公社との契約を借受者側が解約するものであり、今後は同じ集落の農業者へ再転貸することとなっております。</p>
議長	<p>事務局報告のとおり受理いたしましたので、ご承知おき願います。</p>
議長	<p>日程第4 議案第107号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読) 1号案件2号案件は、譲渡人、譲受人の効率的営農のため、農地を交換するものです。 3号案件4号案件は、譲渡人の要望により近くを耕作する譲受人へ所有権移転するものです。 5号案件6号案件は、譲渡人、譲受人の効率的営農のため、農地を交換するものです。 7号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび売買による所有権移転をすることとなった案件です。 8号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このたび正式に賃貸借権を設定するものです。 9号案件は、これまで相対で賃貸借契約をしていましたが、このた</p>

	<p>び売買による所有権移転をすることとなった案件です。</p> <p>10号案件は、譲受人の経営規模拡大に伴い育苗ハウスを増設するため、所有権移転するものです。</p> <p>11号案件は、譲渡人は町外在住であり、管理も難しいことから、町内在住である譲受人へ所有権移転するものです。</p>
議長	<p>関連がありますので1号案件2号案件について、一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
高寺地区 藤川推進委員	<p>1号案件2号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに2月16日訪問にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。1号案件2号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>1号案件2号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、1号案件2号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に3号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
高寺地区 藤川推進委員	<p>3号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに2月16日訪問にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。3号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p>

議長	<p>【ありません】</p> <p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 3号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、3号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に4号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
高寺地区 藤川推進委員	<p>4号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに2月16日訪問にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。4号案件についてご質問ご意見はございますか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 4号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、4号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次の案件も関連がありますので5号案件6号案件について、一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
2番 鈴木委員	<p>5号案件6号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに2月17日電話にて申請地、面積、土地代金等に</p>

議長	<p>ついて調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p> <p>質疑に入ります。5号案件6号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>5号案件6号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、5号案件6号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に7号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
八幡地区 桑原推進委員	<p>7号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに2月11日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p> <p>なお、譲渡人が今後の手続きについて教えてほしいとのことでしたので、事務局より連絡をお願いします。</p>
議長	<p>事務局より回答を求めます。</p>
事務局	<p>承知しました。</p>
議長	<p>ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため9番五十嵐委員の退場を命じます。</p> <p>(五十嵐委員 退場)</p>
議長	<p>質疑に入ります。7号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p>

議長	<p>【ありません】</p> <p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 7号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、7号案件は原案のとおり許可することに決しました。 9番 五十嵐委員の入場を認めます。 (五十嵐委員 入場)</p>
議長	<p>次に8号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
金上地区 齋藤推進委員	<p>8号案件について調査の結果を報告します。設定人については事務局より報告します。被設定人へ2月16日電話にて申請地、面積、契約期間、賃借料等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>設定人へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告いたします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。8号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p>
議長	<p>【ありません】</p> <p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 8号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>

議長	<p>挙手全員であります。よって、8号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に9号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
金上地区 齋藤推進委員	<p>9号案件について調査の結果を報告します。譲渡人、譲受人ともに2月16日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。9号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>9号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、9号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に10号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
若宮地区 山内推進委員	<p>10号案件について調査の結果を報告します。譲渡人へ2月15日訪問にて、譲受人へ2月15日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。10号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p>

議長	<p>10 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、10 号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>次に 11 号案件について、担当委員の調査報告を求めます。</p>
坂下地区 小林推進委員	<p>11 号案件について調査の結果を報告します。譲渡人については事務局より報告します。譲受人へ 2 月 14 日電話にて申請地、面積、土地代金等について調査し、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>譲渡人へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告いたします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。11 号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>11 号案件について原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって、11 号案件は原案のとおり許可することに決しました。</p>
議長	<p>議案第 108 号「会津坂下町農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めま</p>

事務局	<p>す。</p> <p>(事務局朗読)</p> <p>まず、一括方式からご説明いたします。</p> <p>1号は公社が金上地区の田 10,285 m²を借入れ 2号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。</p> <p>次に 3号は公社が八幡地区の田 25,070 m²を借入れ 4号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。</p> <p>次に 5号は公社が若宮地区の田 15,801 m²を借入れ 6号の若宮地区の認定農業者へ集積します。</p> <p>次に 7号は公社が若宮地区の田 10,652 m²を借入れ 8号の若宮地区の認定農業者へ集積します。</p> <p>次に 9号は公社が金上地区の田 5,201 m²を借入れ、10号は公社が金上地区の田 5,105 m²を借入れ、11号の金上地区の認定農業者である法人へ集積します。</p> <p>次に 12号は公社が金上地区の田 12,011 m²、畑 1,119 m²を借入れ、13号の金上地区の認定農業者である法人、14号の金上地区の農業者、15号の広瀬地区の認定農業者、16号の金上地区の認定農業者である法人へ分けて集積します。</p> <p>次に 17号は公社が金上地区の田 6,757 m²を借入れ 18号の金上地区の農業者へ集積します。</p> <p>次に 19号は公社が広瀬地区の田 21,820 m²を借入れ 20号の広瀬地区の認定農業者へ集積します。</p> <p>次に 21号は公社が高寺地区の田 49,242 m²、畑 595 m²を借入れ、22号の高寺地区の認定農業者である法人、23号の高寺地区の認定農業者、24号の高寺地区の認定農業者、25号の高寺地区の認定農業者である法人、26号の高寺地区の認定農業者へ分けて集積します。</p> <p>次に 27号は公社が高寺地区の田 7,746 m²を借入れ 28号の高寺地区の認定農業者へ集積します。</p> <p>次に 29号は公社が若宮地区の田 10,625 m²を借入れ 30号の若宮地区の認定農業者である法人へ集積します。</p> <p>次に再転貸についてご説明いたします。35 ページをお開きください。</p> <p>本件は本日の報告にもあったとおり、耕作者を親から子へ変更するものです。</p>
-----	---

<p>議長</p>	<p>なお、賃借料、契約期間はこれまでの契約を引き継ぐこととなります。</p> <p>では、まず一括方式から審議いたします。</p> <p>1号案件2号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>6番 木村委員</p>	<p>1号案件2号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに2月17日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
<p>議長</p>	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
<p>議長</p>	<p>次に3号案件4号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
<p>9番 五十嵐委員</p>	<p>3号案件4号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに2月14日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
<p>議長</p>	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
<p>議長</p>	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。</p> <p>本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p>

	<p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に5号案件6号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
3番 渡部委員	<p>5号案件6号案件について調査の結果を報告します。借手については電話が繋がらなかったため、事務局に調査を依頼しました。貸手へ2月15日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>6号借手へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告いたします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に7号案件8号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
3番 渡部委員	<p>7号案件8号案件について調査の結果を報告します。借手については電話が繋がらなかったため、事務局に調査を依頼しました。貸手へ2月15日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありま</p>

	<p>せんでした。</p>
議長	<p>続いて事務局に調査報告を求めます。</p>
事務局	<p>8号借手へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告いたします。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に9号案件から11号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>
金上地区 齋藤推進委員	<p>9号案件から11号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに2月15日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>

議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 12 号案件から 16 号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	12 号案件から 16 号案件について調査の結果を報告します。12 号貸手については、電話が繋がらなかったため事務局へ調査を依頼しました。13 号 14 号 16 号の借手については 2 月 15 日電話にて、15 号の借手については 2 月 16 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	12 号貸手の妻へ議案書に記載の内容を確認し、相違なかったことをご報告いたします。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。
議長	次に 17 号案件 18 号案件について担当委員の調査報告を求めます。
金上地区 齋藤推進委員	17 号案件 18 号案件について調査の結果を報告します。貸手、借手ともに 2 月 15 日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。

議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に19号案件20号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
10番 二瓶委員	<p>19号案件20号案件について調査の結果を報告します。貸手については2月12日電話にて、借手については2月14日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。なお、10aあたりの賃借料に端数がありますが、農業委員会が公表している賃借料の平均を参考にしており、誤りではないことを確認しております。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に21号案件から26号案件について関連がありますので一括して担当委員の調査報告を求めます。</p>

5番 渡辺委員	21号案件から26号案件について調査の結果を報告します。21号の貸手については事務局より報告します。22号24号25号の借手については2月13日電話にて、23号26号の借手については2月13日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	続いて事務局に調査報告を求めます。
事務局	21号の貸手に対し議案書の内容を調査し、相違ありませんでした。
議長	ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため高寺地区 藤川推進委員の退場を命じます。 (藤川推進委員 退場)
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。 【ありません】
議長	採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。 《挙手全員》
議長	挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 高寺地区 藤川推進委員の入場を認めます。 (藤川推進委員 入場)
議長	次に27号案件28号案件について担当委員の調査報告を求めます。
5番 渡辺委員	27号案件28号案件について調査の結果を報告します。貸手については2月13日電話にて、借手については2月13日訪問にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。
議長	質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。

議長	<p>【ありません】</p> <p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に29号案件30号案件について担当委員の調査報告を求めます。</p>
若宮地区 山内推進委員	<p>29号案件30号案件について調査の結果を報告します。貸手については2月15日訪問にて、借手については2月14日電話にて設定面積、設定期間、賃借料等について調査したところ、議案書に記載のとおり間違いありませんでした。</p>
議長	<p>ここで、質疑採決に入る前に、議事参与の制限を受けるため3番 渡部委員の退場を命じます。 (渡部委員 退場)</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。 渡部委員の入場を認めます。 (渡部委員 入場)</p>

議長	<p>次に再転貸に移ります。 1号案件についてご質問ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について原案のとおり賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>
議長	<p>挙手全員であります。よって本件は、原案のとおり会津坂下町長に対し、異議がない旨の意見を付することに決しました。</p>
議長	<p>次に議案第109号「農用地買入協議に係る要請について」を議題といたします。事務局に議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>(事務局朗読)</p> <p>本件は、去る2月9日に農用地利用調整会議を開催しましたが、申出人の希望価格と農業委員会のあっせん価格の不一致により、調整が整わなかった案件の内容です。</p> <p>しかしながら当該農地は、農振農用地であり、効率的かつ安定的な農業経営を営む認定農業者に集積すべき農地であることから、公社による買い入れが特に必要と認められるため、農業経営基盤強化促進法第22条第1項の規定に基づき、買入協議の要請を会津坂下町長に行うものです。</p>
議長	<p>質疑に入ります。本件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p> <p>【ありません。】</p>
議長	<p>採決に入ります。この採決は挙手をもって行います。 本件について会津坂下町長に対し、買入協議の要請をすることに賛成する委員の挙手を求めます。</p> <p>《挙手全員》</p>

議長	挙手全員であります。よって、本件については、会津坂下町長に対し、買入協議の要請をすることに決しました。
議長	以上をもって、本日の総会に付議されました案件は、すべて審議を終了しました。これをもちまして、第32回農業委員会総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

この議事録は真正なることを証するため、ここに署名する。

令和8年2月20日

福島県河沼郡会津坂下町農業委員会会長

署名委員

署名委員